消防用活動空地

協　　議　　書

　申請人は開発行為により、新たに設置する消防用活動空地（消防の用に供する）について太田市長との間に、その設置並びに管理について協議の結果、下記のとおり協議が成立したことを確認する。

令和　　年　　月　　日

太田市長　　　　　　　　　　　　印

住　　所

申請人　氏　　名　　　　　　　　　　　印

電　　話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　工事の場所

２　開発名称

３　消防用活動空地　　（私有地　　　箇所）（公道　　　箇所）

⑴　私有地に係わる経費（活動用空地・標識）は、申請人負担とする。

⑵　技術基準は、群馬県高層建築物防火対策指導要綱「平成３年４月１日施工」に

適合すること。

⑶　活動用空地に係わる維持管理は、申請人とする。

⑷　活動用空地の完成検査は、太田市消防本部がする。

⑸　活動用空地は、建物使用開始前までに設置完了すること。

４　申請人は、次の書類を添付すること。

⑴　案内図

⑵　土地利用計画図

⑶　活動用地に係わる関係図及び建物の立面図